

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十九年十二月四日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

種別	名称	員数	所在地	所有者
考古資料	袈裟褌文銅鐸（黒川遺跡出土）	一口	三次市小田幸町一二二番 広島県立歴史民俗資料館	広島県教育委員会